

---

(破産管財人の注意義務)

**第八十五条** 破産管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 破産管財人が前項の注意を怠ったときは、その破産管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する義務を負う。